

京 都 大 学 大 学 院 医 学 研 究 科 の 組 織 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) (研究科長) 第 2 条 医学研究科に、研究科長を置く。 2 研究科長は、医学研究科又は医学部附属病院の専任の教授をもって充てる。 3 研究科長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き 4 年を超えることができない。 4 研究科長は、医学研究科の校務をつかさどる。 (中 略) (附属教育研究施設) 第 7 条 医学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。 動物実験施設 先天異常標本解析センター 総合解剖センター <u>高次脳機能総合研究センター</u> ゲノム医学センター 医学教育推進センター 2 附属の教育研究施設に長を置き、医学研究科又は医学部附属病院の専任の教授をもって充てる。 3 附属の教育研究施設の長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。 4 附属の教育研究施設の長は、当該教育研究施設の業務をつかさどる。 (後 略)	(研究科長) 第 2 条 } (同 左) 2 } 3 研究科長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き <u>3 年</u>を超えることができない。 4 (同 左) (附属教育研究施設) 第 7 条 医学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。 動物実験施設 先天異常標本解析センター 総合解剖センター <u>脳機能総合研究センター</u> ゲノム医学センター 医学教育推進センター 2 } 3 } 4 } (同 左) 附 則 この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。